

作成日 2024年 10月 3日

改訂日 年 月 日

## 安全データシート

### 1. 製品及び会社情報

製品の名称	: NEOマップガスⅡ
製品コード	: HT500
会社名	: アサダ株式会社
住所	: 愛知県名古屋市中区上飯田西町3-60
担当部門	: 営業本部
電話番号	: 052-911-7165
FAX番号	: 052-914-2062
メールアドレス	: sales@asada.co.jp
緊急連絡電話番号	: 052-911-7165
推奨用途	: 銅管のロウ付け
使用上の制限	: アサダ製トーチ専用容器

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

物理化学的危険性	: 可燃又は、引火性ガス 区分1 (科学的に不安定なガスを含む) 高圧ガス 液化ガス
健康有害性	: 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分1(循環器系) 区分3(麻酔作用) : 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 区分1(中枢神経系)
環境有害性	: 区分に該当しない

#### GHSラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語	: 危険
危険有害性情報	: 極めて可燃性又は引火性の高いガス : 高圧ガス: 熱すると爆発するおそれ : 眠気またはめまいのおそれ : 循環器系の障害 : 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系の障害

注意書き

火気と高温に注意

- : 高压ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。
- 一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。
- 二 火の中に入れてないこと。
- 三 使い切って捨てること。
- 四 ガスを再充填しないこと。

高压ガス：プロピレン、イソブタン

注意

- : この容器はアサダ製トーチ専用容器です。
- : 器具は弊社純正品・付属品以外のものを使用しないでください。
- : 容器を逆さにしたり、倒さないでください。  
液状のガスが出て大きな炎が発生し、火災や火傷をする恐れがあります。
- : 器具はまっすぐ確実に取り付け、使用前にガス漏れがないか確認してください。
- : 容器に落下等の衝撃を与えないでください。  
変形すると正常にトーチ等の取り付けができなかったり、ガス漏れの恐れがあります。
- : ねじ山を潰さず、締めすぎないように注意してください。  
容器が破損する恐れがあります。
- : ガスや煙の吸入を避けること。屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- : 容器を使用しないときは器具を取り外してください。
- : 容器にさびや変形など異常がみられるときは使用しないでください。
- : 静電気に対する予防措置を講じてください。  
粉砕、衝撃、摩擦の加わるような取扱をしないでください。
- : 他のトーチや火気で点火しないでください。
- : 火炎、熱源及び人体に向けて噴射しないでください。

安全対策

- : 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙。
- : 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 取扱い後はよく洗うこと。
- : 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

応急処置

- : 漏えい（洩）ガス火災の場合：漏えい（洩）が安全に停止されない限り消火しないこと。
- : 安全に対処できるならば着火源を除去すること。
- : ばく露またはばく露の懸念がある場合は医師の診断／手当

- 吸入した場合

  - ： 受けること。
  - ： 特別な処置が必要である。
  - ： 気分が悪いときは、医師に連絡すること。
  - ： 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 皮膚に付着した場合

  - ： 水と石鹼で洗うこと。
- 目に入った場合

  - ： 水で数分間注意深く洗うこと。
- 飲み込んだ場合

  - ： 口をすすぐこと。
- 保管

  - ： 換気の良い場所で保管すること。
  - ： 容器を密閉しておくこと。
  - ： 施錠して保管すること。
  - ： 日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。
  - ： 40℃以下の温度で保管すること。
- 廃棄

  - ： 廃棄の際は、着火源がなく屋外など換気のよい場所で、容器肩部にあるバルブコアのシャフトをラジオペンチなどで引っ張り、シューという音がなくなるまで中身を完全に抜いてください。その後、地方、国の規則に従って、または産業廃棄物として廃棄してください。
  - ： 内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。

### 3. 組成及び成分情報

- 化学物質・混合物の区別

  - ： 混合物
- 化学名又は一般名

成分名	プロピレン	イソブタン
CASNo.	115-07-1	75-28-5
化学式	C3H6	C4H10
官報公示整理番号（化審法）	(2)-13	(2)-4
成分及び含有量%（質量比）	30-40	60-70

### 4. 応急措置

- 吸入した場合

  - ： 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師に連絡すること。
  - ： 大量吸入の場合は、直ちに新鮮な空気のある場所に移し、毛布等で保温して安静にさせ、酸素 欠乏の措置を行う。呼吸が止まっている場合または呼吸が弱い場合は衣服を緩め、気道を確保したうえで人工呼吸を、場合によっては酸素吸入を行い、直ちに医師の手当てを受ける。
- 皮膚に付着した場合

  - ： 凍傷の場合：多量の水で洗い流し、衣服は脱がせない。医療機関に連絡する。
- 目に入った場合

  - ： 凍傷の場合：多量の水で洗い流し、衣服は脱がせない。目の刺激が持続する場合は、医療機関に連絡する。
- 飲み込んだ場合

  - ： 口をすすぐこと。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

急性症状及び遅発性症状の

最も重要な徴候症状

- : 吸入 : し眠、窒息、息切れ。
- 皮膚 : 液体に触れた場合、凍傷。
- 眼 : 「皮膚」参照。
- 高濃度の液化石油ガスを吸入すると、一呼吸で意識を失う。この状態が継続すると死にいたる。

応急措置をする者の保護に必要な

注意事項

- : 液状の液化石油ガスが漏えい又は噴出している場所では、液化石油ガスを皮膚に付着させないように、保護具を着用する。液化石油ガスが漏えい又は噴出している場所は、空気中の酸素濃度が低下している可能性があるので換気を行う。漏えいした液化石油ガス濃度が空気中の約1.8~9.5%のとき、着火源があると爆発するおそれがあるので、換気をよくする。屋外であれば噴霧ノズル等で散水することにより拡散させ爆発を防止する。

医師に対する特別な注意事項

- : 情報なし

## 5. 火災時の措置

適切な消化剤

- : 小規模・・・水・粉末・炭酸ガス
- 大規模・・・散水、墳霧水

使ってはならない消化剤

- : 棒状注水

火災時の特有の危険有害性

- : 極めて可燃性の高いガス
- : 容易に発火するおそれがある。
- : 火災時に刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。

特有の消火方法

- : ガス漏れを止められないときは、漏洩ガスの火災は消火しない。
- : 容器が熱に晒されているときは、移さない。
- : 危険でなければ火災区域から容器を移動する。
- : 安全に対処できるならば着火源を除去すること。
- : 噴霧ノズル等で散水するなどにより、周辺を冷却し延焼防止を図る。風上から水を噴霧して容器を冷やしながら周囲の消火を行う。周辺火災の場合は、容器を安全な場所に移動する。漏洩したガスは、水噴霧等によって、爆発を防止する。ガスの流出を防止できる場合は、消火剤にて消火する。
- : 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

消火活動を行う者の特別な保護具

- : 適切な空気呼吸器、防護服（耐熱性）を着用する。

及び予防措置

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項  
保護具及び緊急時措置

- : 全ての着火源を取り除く。
- : 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
- : 関係者以外の立入りを禁止する。
- : 風上に留まる。
- : 低地から離れる。
- : ガスが拡散するまでその区域を立入禁止とする。
- : 密閉された場所は換気する。
- : すべての発火源を取り除く。
- : 液体に向けて水を噴射してはならない。
- : 個人用保護具：空气中濃度に応じた低沸点。
- : 有機化合物蒸気用フィルター付マスク。
- : 危険区域から立ち退く。
- : 専門家に相談する。
- : 漏えいした液体が気化すると体積は約250倍となり、空気中の酸素濃度を低下させるので、窒息の危険を防止するために換気をよくする。液体の液化石油ガスが直接身体に触れると気化熱により凍傷を起こす。必要に応じて乾いた革手袋を着用する。

環境に対する注意事項

封じ込め及び浄化の方法及び機材

- : 環境中に放出してはならない。
- : 危険でなければ漏れを止める。  
可能ならば、漏洩している容器を回転させ、液体でなく気体が放出するようにする。

回収、中和などの浄化の方法及び機材

- : 漏洩物を安全に燃焼させる方法を考える。  
散水や水噴霧等により拡散させ、ガスを吸収する措置を取る。

二次災害の防止策

- : すべての発火源を速やかに取除く  
(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。  
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。ガスが拡散するまでその場所を隔離する。
- : 液化石油ガスは空気より比重が重く滞留のおそれがあるので、換気・拡散等を行う。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- : 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
- : 器具は弊社純正品、付属品以外のものは使用しないでください。
- : 使用中は換気をよくすること。
- : 使用前に必ず器具の取り扱い説明書を読むこと。
- : 冷えたボンベを使用すると燃焼が弱くなることがあるが、温めるためにボンベに火や熱湯、ファンヒーターの温風

	<p>など40℃以上の温度を絶対にかけないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>: ねじ山を潰さず、閉めすぎないように注意してください。</li><li>: ガスや煙の吸入を避けること。屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。</li><li>: 容器を使用しないときは器具を取り外してください。</li><li>: 容器にさびや変形など異常がみられるときは使用しないでください。</li><li>: 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源の近くでは使用しないでください。</li><li>: 静電気に対する予防措置を講じてください。</li><li>: 粉砕、衝撃、摩擦の加わるような取扱をしないでください。</li></ul>
安全取扱注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>: 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。ガスの吸入を避けること。</li><li>: 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。</li><li>: 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。</li><li>: 目や口に入ると刺激を受けることがあり、使用の際には十分気を付けること。</li><li>: 容器は丁寧に取り扱い、衝撃を与えたり、転倒させない。容器の取り付け、取り外しの作業の際は、漏洩させないように、十分注意する。</li><li>: 使用後は、バルブを完全に閉め、口金キャップを取り付け、保護キャップを付ける。</li><li>: 漏洩すると、発火、爆発する危険性がある。</li><li>: 皮膚、粘膜等に触れると、炎症を起こす。</li><li>: 取扱い後はよく手を洗うこと。</li><li>: 飲み込みを避けること。</li><li>: 皮膚との接触を避けること。</li></ul>
接触回避	<ul style="list-style-type: none"><li>: 『10. 安定性及び反応性』を参照。</li></ul>
衛生対策	<ul style="list-style-type: none"><li>: 耐火設備、冷所、取扱い後はよく手を洗うこと。</li></ul>
保管	
安全な保管条件	<ul style="list-style-type: none"><li>: 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。－禁煙。</li><li>: 換気の良い場所で保管すること。</li><li>: 日光から遮断すること。</li><li>: 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。</li><li>: 施錠して保管すること。</li><li>: 着火源から離して保管すること。</li><li>: 酸化剤、酸素、爆発物、ハロゲン、圧縮空気、酸、塩基、食品化学品等から離して保管する。</li><li>: 容器は直射日光や火気を避け、40℃以下の温度で保管すること。</li></ul>
安全な容器包装材料	<ul style="list-style-type: none"><li>: 高压ガス保安法等の法令で規定されている容器を使用する。</li></ul>

(推奨材料及び不適切材料)

容器は、溶接、加熱、穴あけ又は切断しない。  
爆発を伴って残留物が発火する事がある。

8. ばく露防止及び保護措置

化学目		プロピレン	イソブタン
管理濃度・ 許容濃度	管理濃度	未設定	未設定
	日本産業衛生学会	未設定(2013年版)	未設定(2019年版)
	AGCIH	(TLV-TWA) 500ppm(2013年版)	(TLV-STEL) 1000ppm(2019年版)

設備対策

- : 防爆仕様の局所排気装置を設置する。  
この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
- : 作業場には防爆タイプの全体換気装置、局所排気装置を設置すること。

保護具

手の保護具 : 保温手袋。  
 眼の保護具 : 安全ゴーグル  
 顔面の保護具 : 顔面シールドを着用する。  
 皮膚及び身体の保護具 : 保護衣。

9. 物理的及び化学的性質

化学目		プロピレン	イソブタン
物理的状態、形状、色など		液体及び気体(容器内)	液体及び気体(容器内)
色		無色透明	無色透明
臭い		芳香	無臭
PH		情報なし	データなし
融点・凝固点		-185℃	-138.2℃
沸点		-48℃	-11℃
引火点		-108℃	-82.98℃
燃焼又は爆発範囲	下限	2.4vol%	1.7vol%
	上限	10.3vol%	8.3vol%
蒸気圧		8.69×10+3 mmHg at 25℃	348.1kPa (24℃)
密度(空気=1)	液体	0.5139 (20℃/4℃)	0.6
	空気	1.49	2.01
溶解度 水		44.6 ml/L, 200mg/L (25℃)	48.8mg/L
n-オクタノール/水分配係数		logP=1.77	log Pow = 2.7
自然発火点		455℃	459℃
分解温度		情報なし	データなし
臭いのしきい(閾)値		情報なし	データなし
蒸発速度(酢酸ブチル=1)		情報なし	データなし
燃焼性		気体/空気の混合気体は爆発性	データなし

粘度（粘性率）	83.4micropoises (14.7℃)	0.238cP (-9℃)
---------	-------------------------	---------------

10. 安定性及び反応性

- 反応性 : 「危険有害反応可能性」を参照。
- 化学的安定性 : 強酸化剤、アセチレン、ハロゲンおよび窒素酸化物と反応する。
- 危険有害反応可能性 : 火災や爆発の危険を生じる。
- : 気体は空気より重い。
- : 地面あるいは床に沿って移動することがある。
- : 遠距離引火の可能性はある。
- : 天井が低い場所では滞留して酸素欠乏を引き起こすことがある。
- : 流動、攪拌などにより、静電気が発生することがある。
- : 酸化剤と激しく反応し、火災および爆発の危険をもたらす。
- : 環境温度により爆発危険性のあるオゾンナイドを生成する。
- : 窒素酸化物と反応して爆発性の化合物を生成する。
- : 液体プロピレンは42-75℃の水と接触すると爆発する。
- 避けるべき条件 : 流動、攪拌などにより、静電気が発生することがある。
- 混触危険物質 : 酸化剤
- 危険有事な分解生成物 : 情報なし

11. 有害性情報

: 製品としての安全性試験は行っていない。

化学目		プロピレン	イソブタン
急性毒性	経口	GHSの定義におけるガス	GHSの定義におけるガス
	経皮	GHSの定義におけるガス	GHSの定義におけるガス
	吸入（ガス）	区分に該当しない	区分に該当しない
皮膚腐食性・刺激性		分類できない	区分に該当しない
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性		分類できない	区分に該当しない
呼吸器感受性又は皮膚感受性		分類できない	分類できない
皮膚腐食性・刺激性		分類できない	分類できない
生殖細胞変異原性		分類できない	分類できない
発がん性		分類できない	分類できない
生殖毒性		分類できない	分類できない
特定標的臓器毒性（単回ばく露）		区分3(麻酔作用)	区分1(循環器系) 区分3(麻酔作用)
特定標的臓器毒性（反復ばく露）		該当しない	分類できない
誤えん有害性		情報なし	区分に該当しない
呼吸性呼吸器障害		GHSの定義におけるガス	GHSの定義におけるガス

12. 環境影響情報

水生環境有害性（急性）	: 区分に該当しない
水生環境有害性（長期間）	: 区分に該当しない
生態毒性	: 情報なし
残留性・分解性	: 情報なし
生態蓄積性	: 情報なし
土壌中の移動性	: 情報なし
オゾン層への有害性	: 対象外
他の有害影響	

13. 廃棄上の注意

廃棄方法

残余廃棄物	: 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 : 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 : 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。
汚染容器及び包装	: 容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規ならび
リサイクルに関する情報	: に地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
廃棄規制	: 関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号	: 航空輸送またはIATA及び海上輸送はIDMGの規則に従う。 : UN2037
品名	(国連輸送名) RECEPTACLES, SMALL, CONTAINING GAS or GAS CARTRIDGES
国連分類	(輸送における危険有害性クラス) 2.1(引火性高圧ガス)
容器等級	: 記載なし
海洋汚染物質	(該当・非該当) 情報なし
輸送又は輸送手段に関する 特別の安全対策	: 容器は転倒・転落・衝撃等を避ける。 : 容器は40℃以上にならないように温度上昇防止を図る。
緊急時応急措置指針番号	: 115

国内規制

陸上	: 消防法、労働衛生法について定めるところに従う。 : 高圧ガス保安法の規定に従う。
海上	: 船舶安全法の規制に輸送について定めるところに従う。
航空	: 航空法の輸送について定めるところに従う。
輸送又は輸送手段に関する	

- 特別の安全対策
- : 容器は転倒・転落・衝撃等避ける。
  - : 容器は40℃以上にならないように温度上昇防止を図る。

15. 適用法令

- 労働安全衛生法
- : 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（法第57条、施行令第17条別表第3第1号並びに施行令第18条及び第18条の2別表第9）
  - : 危険物・可燃性のガス（施行令別表第1）  
施行令別表第1第5号（危険物・可燃性のガス）
- 毒物及び劇物取締法
- : 非該当
- 消防法
- : 第9条の3 貯蔵等の届出を要する物質 政令第1条の10  
液化石油ガス（300kg）
- 高圧ガス保安法
- : 液化ガス第2条、第3条（適用除外）  
可燃性ガス（一般高圧ガス保安規制第2条1）
  - : 液化ガス（第2条3）、石油ガス保安規則第6条  
（第一種製造設備に係る技術上の基準）  
施行令第2条（適用除外）政令関係告示第4条
- 有機溶剤中毒予防規則
- : 非該当
- 化学物質管理促進法
- : 指定化学物質リスト（PRTR法）非該当
- 大気汚染防止法
- : 揮発性有機化合物（法第2条第4項）
- 特定廃棄物輸出規制法（バーゼル法）
- : 非該当
- 道路法
- : 輸送上の注意の通り
- 船舶安全法
- : 危規則告示別表第1（小型ガスボンベ）
- 航空法
- : 施行規則194条 高圧ガス

16. その他の情報

記載内容は、現時点で入手した情報に基づいて作成していますが、記載データや評価に関してはいかなる保証をなすものではありません。

注意事項は、通常の取扱いを対象としたもので、特別な取扱いをする場合には用途、用法に適した安全対策を実施の上、取扱い願います。

引用文献等

国連GHS文書 改訂第6版

JIS Z 7252/7253:2019

(独) 製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム (CHRIP)























